

公共交通維持・確保緊急対策事業補助金交付要領 (大型二種免許取得支援事業)

令和6年10月7日制定

令和7年4月1日改正

(通則)

第1条 公共交通維持・確保緊急対策事業補助金(大型二種免許取得支援事業)(以下「補助金」という。)の交付に関しては、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号)および福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課所管補助金等交付要綱によるほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助事業は、大型第二種免許の取得費用を支援することにより、路線バス運転士確保につなげ、県民生活や経済活動に必要な公共交通の維持・確保することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、自ら大型第二種免許を取得した者であって、補助金の交付申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 福井県内に住所を有していること。
- (2) 自動車学校入校等の免許取得活動を行う前に、次条に掲げるバス事業者と面談を行い、内定が得られていること。
- (3) 免許取得後、1カ月以内に次条に掲げるバス事業者へ就職する意思があること。ただし、副業・兼業や短時間勤務を含める。
- (4) 令和7年3月1日から令和8年2月28日までに大型第二種免許を取得した者
- (5) 公共交通維持・確保支援事業補助金(セカンドキャリア運転手担い手推進事業)の交付を受けていないこと。

(対象バス事業者)

第4条 当補助金は、次に掲げる要件を全て満たすバス事業者に就職する者を対象とする。

- (1) 福井県内に本社を有していること。
- (2) 乗合バス事業者(「福井県生活バス路線維持対策事業補助金交付要領」第2章に定める補助対象事業者)のうち、県内の複数の地域間幹線系統を自社で許可を受けて運行する事業者。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、大型第二種免許に係る教習料金および免許取得費とし、別表に定める経費のうち知事が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10/10に相当する額以内とし、かつ予算の範囲内とする。ただし、下記の金額を補助上限とする。

補助上限：604千円

(補助金の交付申請兼実績報告および請求)

第6条 補助対象事業者は、知事に対し、以下の申請書類を提出する。

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 大型第二種免許取得者の運転免許証など大型第二種免許を取得したことが分かる書類
- (3) 補助金の使途を証する領収書の写しまたは支払いが確認できる書類
- (4) 振込先口座の預金通帳の写し（金融機関名、本支店名、店番号、口座の種類、口座番号、口座名義(カナ)の記載されているページ。）
- (5) 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（様式第2号）および地方消費税の納税証明書
- (6) 補助金交付請求書（様式第3号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定および額の確定）

第8条 知事は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定および額の確定を行い、公共交通維持・確保緊急対策事業補助金（大型二種免許取得支援事業）交付決定兼額の確定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 知事は、第1項の規定により審査した結果、補助金を交付しないことを決定したときは、公共交通維持・確保緊急対策事業補助金（大型二種免許取得支援事業）不交付決定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付取消および返還）

第9条 知事は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 免許取得後、対象のバス事業者に就職しなかったとき。
- (2) 第4条に掲げる事業者に就職後、1年以内に離職したとき。
- (3) この交付要領の規定に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (5) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（調査の実施）

第10条 補助対象者は、補助金支給後に県が実施する実態調査に協力しなければならない。調査に協力しない場合、補助金の返還を求めることがある。

（その他）

第11条 この交付要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この交付要領は、令和6年10月7日から施行する。

附則

この要領は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第6条関係）補助対象経費

経費区分	内容	補助率 補助上限
免許取得費	大型第二種免許の取得に係る教習料金および免許取得費（運転免許試験手数料および運転免許証交付手数料を含む。） ただし、教習所や運転免許センターまでの旅費は対象外とする。	補助率：10/10 補助上限：601千円
その他	補助の目的達成のため、知事が必要と認める経費	

- ・補助対象経費は、補助の目的達成のために必要とされるものに限る。
- ・補助対象経費は、千円未満切捨てとする。